

# 審 査 基 準

令和7年8月4日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第101条第6項
処 分 の 概 要：免許証等の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第95条の6第1項及び第2項（免許証等の有効期間）、第101条第1項及び第7項（免許証等の更新の申請及び定期検査）、第101条の2の2第1項（免許証等の更新に係る申請先の特例）、第101条の3（更新を受けようとする者の義務）、第101条の4第1項から第3項まで（70歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第37条の6（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の6の2（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第29条（免許証等の更新の申請等）第29条の2の2（免許証等の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第1条（講習の基準）、第2条（講習の基準）
審 査 基 準：（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：○ 神奈川県警察本部運転免許本部運転免許課に申請した場合は、申請の当日中 ○ 警察署に申請した場合は20日（行政庁の休日は含まない） ○ 経由地更新は警察署更新に準じる
申 請 先：申請書は、神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転免許課又は、神奈川県内の警察署（横浜水上警察署及び違反運転者講習、初回運転者講習に該当する方は横浜市内の警察署を除く。）に提出してください。ただし、経由地申請の方、免許情報記録の更新又は免許証の更新と同時に特定免許情報の記録の申請を行う場合で、一般運転者講習（政令第43条第1項の表講習手数料の項に規定するオンライン講習を受講した者を除く。）、違反運転者講習、初回運転者講習に該当する方は、同運転免許本部運転免許課に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転免許課免許申請係 （電話 045-365-3111 内線 253）
備 考：